

東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市開発許可の基準等に関する条例（平成18年東近江市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条中「自己の居住の用に供する住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に掲げるものを含む。）」を「次に掲げる用途」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げるもの（自己の居住の用に供する住宅に限る。）並びに当該住宅に係る同項第10号に掲げるものの用途
- (2) 建築基準法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げるもの（自己の居住以外の用に供する住宅に限る。）及び当該住宅に係る同項第10号に掲げるものの用途であって、規則で定める基準を満たすもの

第8条第2号中「前条で」を「前条に」に、「自己の居住の用に供する住宅（建築基準法別表第2（い）項第2号に掲げるものを含む。）」を「建築基準法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げるもの（自己の居住の用に供する住宅に限る。）並びに当該住宅に係る同項第10号に掲げるもの」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前条に規定する第12号指定区域の土地に第6条第2号の住宅を建築することを目的として行う開発行為

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

提案理由

市街化調整区域において行うことができる条例で定める開発行為について、自己の居住以外の用に供する住宅を建築するために土地の造成等を行う開発行為を追加したく、本議案を提出するものである。